



県 章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
5月13日  
号外(2)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 公安委員会規則

※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(運転免許課) ..... 1

## 公 安 委 員 会 規 則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

### 滋賀県公安委員会規則第8号

#### 滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「特定失効者」の右に「または同項第5号の特定取消処分者」を加え、「除く。）」の右に「または法第91条の2の規定による条件の変更(解除に限る。)の申請」を加える。

第28条第2項中「、別記様式第23号の2の2」を「別記様式第23号の2の2の命令書を、法第102条第4項の規定による診断書提出命令は別記様式第23号の2の2の2」に改める。

第28条の2の見出し中「認知機能検査等」を「認知機能検査」に改め、同条中「第97条の2第1項第3号イ」の右に「もしくはロ」を加える。

第28条の2の2の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条中「、別記様式第23号の2の3の3または別記様式第23号の2の3の4のいずれか」を「または別記様式第23号の2の3の3」に、「認知機能検査結果通知書」を「通知書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の結果通知書の交付を受けた者は、紛失等の理由により同項の結果通知書の再交付を受けようとするときは、別記様式第23号の2の3の4の再交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第28条の5の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条第1項中「右欄」を「中欄」に改め、同条に次の1項を加える。

3 施行規則第18条の4第2項、第29条の3第3項および第4項ならびに第29条の5第2項に規定する主治の医師(以下「主治医」という。)の基準については、別表第2の2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第29条および第29条の2を削り、第28条の6の次に次の4条を加える。

(運転技能検査の申出)

**第29条** 法第97条の2第1項第3号イもしくはハもしくは第5号または第101条の4第3項の規定により運転技能検査を受けようとする者は、別記様式第24号の申出書を公安委員会に提出しなければならない。

(運転技能検査受検結果証明書の交付)

**第29条の2** 公安委員会は、運転技能検査の結果に基づき、別記様式第24号の2の受検結果証明書を当該運転技能検査を受けた者に交付することができる。

2 前項の受検結果証明書の交付を受けた者は、紛失等の理由により同項の受検結果証明書の再交付を受けようとするときは、別記様式第24号の3の再交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(運転免許取得者等教育の認定の申請等)

**第29条の3** 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。)第4条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、別記様式第25号の申請書により、公安委員会に申請しなければならない。

2 公安委員会は、認定教育規則第4条第2項第4号の規定により指定をしたときは、別記様式第26号の指定書を交

付するものとする。

- 3 公安委員会は、前項の指定を取り消すときは、別記様式第27号の取消通知書を交付して行うものとする。
- 4 認定教育規則第5条に規定する申請書の様式は、別記様式第27号の2の申請書のとおりとする。
- 5 認定教育規則第7条第1項の規定により変更の届出をしようとする者は別記様式第27号の3の届出書を提出するものとし、同条第3項の規定により変更の届出をしようとする者は別記様式第27号の4の届出書に当該変更事項に係る書類を添付の上、提出するものとする。
- 6 認定教育規則第13条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - (1) 提出する電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するものであつて、滋賀県警察の使用に係る電子計算機またはその周辺機器に挿入し、または接続することができるものでなければならない。
  - (2) 1つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。
  - (3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。
  - (4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称および提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。
- 7 法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しは、別記様式第27号の5の取消通知書によつて行うものとする。

(運転免許取得者等検査の認定の申請等)

**第29条の4** 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。)第4条第1項第4号または同条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、別記様式第27号の6の申請書により、公安委員会に申請しなければならない。

- 2 公安委員会は、認定検査規則第4条第1項第4号または同条第2項第4号の規定により指定をしたときは、別記様式第27号の7の指定書を交付するものとする。
- 3 公安委員会は、前項の指定を取り消すときは、別記様式第27号の8の取消通知書を交付して行うものとする。
- 4 認定検査規則第6条に規定する申請書の様式は、別記様式第27号の9の申請書のとおりとする。
- 5 認定検査規則第8条第1項の規定により変更の届出をしようとする者は別記様式第27号の10の届出書を提出するものとし、同条第3項の規定により変更の届出をしようとする者は別記様式第27号の11の届出書に当該変更事項に係る書類を添付の上、提出するものとする。
- 6 認定検査規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出は、前条第6項各号の提出の場合と同様とする。
- 7 法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しは、別記様式第27号の12の取消通知書によつて行うものとする。

第30条第1項中「および第33条」を「、第33条および第33条の4の2」に改める。

第33条第2項中「第33条の4第2項」の右に「および第33条の4の2第2項」を加える。

第33条の2第2項中「第3条第1号」を「第3条第2号」に改める。

第33条の2の2の見出しを「(特定任意高齢者講習)」に改め、同条第1項中「またはチャレンジ講習」を削り、同条第2項中「第3条第2号」を「第3条第1号」に改める。

第33条の3第2項中「第38条第16項」を「第38条第17項」に改める。

第33条の4第2項中「ちよう付して」を「貼付して」に改める。

第33条の4の2中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同条を第33条の4の2の2とし、第33条の4の次に次の1条を加える。

(若年運転者講習)

**第33条の4の2** 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けようとする者は、別記様式第44号の2の申出書を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、同項の申出書のほか、別記様式第44号の3の納付書に滋賀県警察関係事務手数料条例別表第7に掲げる通知手数料の額に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙を貼付して、公安委員会に提出しなければならない。
- 3 公安委員会は、第1項の講習を終了した者に対し、別記様式第44号の4の講習終了証明書を交付するものとする。
- 4 前項の講習終了証明書の交付を受けた者は、紛失等の理由により同項の講習終了証明書の再交付を受けようとするときは、別記様式第44号の5の再交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第33条の4の3第1項中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号ロ」に改め、同条第3項中「認知機能検査員審査に合格した者には」を「公安委員会は、認知機能検査員審査に合格した者に対し」に改め、「交付する」の

右に「ものとする」を加える。

第33条の4の4第1項中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号ロ」に、「25歳以上」を「21歳以上」に改め、同条第2項中「別表第5」を「別表第3」に改める。

別表第2中

県道上砥山上鈎線	栗東市手原一丁目649番18地先から栗東市手原一丁目649番12地先まで
----------	--------------------------------------

を

県道上砥山上鈎線	栗東市手原一丁目649番18地先から栗東市手原一丁目649番12地先まで
県道上砥山上鈎線	栗東市小野字向手原60番4地先から栗東市小野字カフリコ789番1地先まで

に改める。

別表第2の2を次のように改める。

別表第2の2 (第28条の5関係)

## 病気等ごとの専門医等の基準

病気等		当該病気等の専門医	当該病気等の主治医
統合失調症 そう鬱病 その他精神障害		精神保健指定医	精神科、神経科の医師である主治医 (継続的に診察している医師)
てんかん		日本てんかん学会専門医または 日本てんかん学会の認める医師	主治医 (継続的に診察している医師)
再発性の失神	神経起因性失神	内科医のうち当該病気の専門的 知識および経験を有すると認め られる医師	当該病気の専門的知識および経験を 有すると認められる主治医 (継続的 に診察している医師)
	不整脈	日本循環器学会専門医または日本 胸部外科学会認定医	日本循環器学会専門医または日本胸 部外科学会認定医である主治医 (継 続的に診察している医師)
	植込み型除細動器 を植え込んでいる 場合	植込み型除細動器を植え込 んでいる者に対する適性検 査または診断書提出命令に ついては、上記資格に加え、 日本不整脈心電学会の主催 する I C D (植込み型除細 動器) 研修履修者であるこ とが必要	日本不整脈心電学会の主催する I C D 研修履修者である主治医 (継続的に診察している医師)
無自覚性の低血糖 症	薬剤性低血糖症	日本糖尿病学会専門医	主治医 (継続的に診察している医師)
	その他の低血糖症	日本内分泌学会専門医または日本 糖尿病学会専門医	主治医 (継続的に診察している医師)
重度の眠気の症状を呈する睡眠障害		日本睡眠学会が当該病気につい ての専門的知識および経験を有 すると認める医師またはこれに 準ずる医師	主治医 (継続的に診察している医師)
認知症		認知症疾患医療センター、日本 老年精神医学会、日本認知症学 会等の専門医	主治医 (継続的に診察している医師)
脳卒中		神経内科専門医または脳神経外 科専門医	神経内科専門医または脳神経外科専 門医である主治医 (継続的に診察し ている医師)
アルコール等の中毒者		精神保健指定医	当該中毒の専門的知識および経験を 有すると認められる主治医 (継続的 に診察している医師)
身体の障害	視聴覚障害	眼科医または耳鼻咽喉科医	眼科医または耳鼻咽喉科医である主 治医 (継続的に診察している医師)
	筋ジストロフィー、 パーキンソン病その他 の神経系の病気	神経内科専門医	神経内科専門医である主治医 (継続 的に診察している医師)
	その他	整形外科医	整形外科医である主治医 (継続的に 診察している医師)

別表第3および別表第4を削る。

別表第5の高齢運転者対策の概要の項中

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1 高齢者の交通事故の現状                   |
| 2 認知機能検査の導入                     |
| 3 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習および免許証の更新手続 |
| 4 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査の実施      |
| 5 申請による免許の取消し                   |
| 6 高齢運転者標識                       |

を

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 1 高齢運転者の交通事故情勢                       |
| 2 認知機能検査の内容                          |
| 3 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査または診断書提出命令の実施 |
| 4 運転免許証の自主返納および運転経歴証明書               |
| 5 安全運転相談                             |

に改め、

同表の認知機能検査の実施方法の項中「180」を「150」に改め、同表を別表第3とする。

別記様式第1号の裏面中「警官」を「警察官」に改める。

別記様式第22号中

- |    |     |    |     |     |      |
|----|-----|----|-----|-----|------|
| 中型 | 準中型 | 普通 | 大自二 | 普自二 | 小型二輪 |
|----|-----|----|-----|-----|------|

を

大型	中型	準中型	普通	大自二	普自二	小型二輪
MT車			AT車			

に改め、同様式備考を次のように改め

る。

- 備考 1 審査に係る緊急自動車の種類欄および免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 2 「MT車」は「AT車」以外の車をいう。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第22号の2中

- |    |     |    |     |     |      |
|----|-----|----|-----|-----|------|
| 中型 | 準中型 | 普通 | 大自二 | 普自二 | 小型二輪 |
|----|-----|----|-----|-----|------|

を

大型	中型	準中型	普通	大自二	普自二	小型二輪
MT車			AT車			

に改め、同様式備考を次のように改め

る。

- 備考 1 審査合格年月日欄および審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を要する場合にのみ記載すること。  
 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類および免許の種類欄は該当するものを○で囲むこと。  
 3 記載申請の理由がその他に該当する場合は、( )内にその理由を記載すること。  
 4 「MT車」は「AT車」以外の車をいう。  
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第23号の2の2を削り、別記様式第23号の2の次に次の2様式を加える。

様式第23号の2の2 (第28条関係)

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

様

滋賀県公安委員会

印

あなたは、認知機能検査の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条

<input type="checkbox"/> 第1項
<input type="checkbox"/> 第2項
<input type="checkbox"/> 第3項

の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則

第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医または主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果および認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出してください。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許の

<input type="checkbox"/> 拒否
<input type="checkbox"/> 保留
<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> 効力の停止

の処分を受

けることとなりますので、ご注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医または主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果および認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査または診断書提出命令を行うこととなりますので、ご注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となつた認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
その他必要な事項	
備考	

備考 この通知について、不明な点がある場合には、滋賀県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

様式第23号の2の2の2 (第28条関係)

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

様

滋賀県公安委員会

印

あなたは、道路交通法第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当し、または同法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であるおそれ(疑い)があることから、同法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許の

- |  |   |       |
|--|---|-------|
| <input type="checkbox"/> 拒 否<br><input type="checkbox"/> 保 留<br><input type="checkbox"/> 取 消 し<br><input type="checkbox"/> 効力の停止 | ) | の処分を受 |
|--|---|-------|

けることとなりますので、ご注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査または診断書提出命令を行うこととなりますので、ご注意ください。

診断書の提出を命 ず る 理 由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
その他必要な事項	
備 考	

備考 この通知について、不明な点がある場合には、滋賀県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

別記様式第23号の2の3から別記様式第23号の2の3の4までを削り、次の4様式を加える。



様式第23号の2の3 (第28条の2関係)

認知機能検査受検申出書

第97条の2第1項第3号イまたはロ  
 第97条の2第1項第5号  
 第101条の4第2項  
 第101条の7第3項

道路交通法 } に規定する認知機能検査の受検を申し出

ます。

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

申出者

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生 ( 歳)

収入証紙貼付欄

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第23号の2の3の2 (第28条の2の2関係)

にんちき のうけん さけつ か つう ち しょ  
認知機能検査結果通知書

じゆう しょ  
住 所  
し めい  
氏 名  
せいねんが つび  
生年月日  
けんさねんが つび  
検査年月日  
けんさば しょ  
検査場所

にんち しょう きじゆん がいとう  
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつ か き おくりよく はんだんりよく てい か い み  
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する  
ものではありません。

こじん さ か れい にんち き のう しんたい き のう へん か  
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化  
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた  
うんてん たいせつ  
運転をすることが大切です。

き おくりよく はんだんりよく てい か しんごう む し いちじ ふていし いはん  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反  
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの  
で、今後の うんてん じゆうぶんちゆう い  
運転について十分注意してください。

うんてんめんきよしょう こうしん て つつき さい しよめん かなら じ さん  
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

滋賀県公安委員会



りめん  
(裏面)

にんちき のうけんさ はんてい けいさんとう  
認知機能検査の判定や計算等について

そうごうてん はんてい  
総合点による判定

てんみまん きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしやう  
36点未満 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

はんてい きじゆん てんすう てん にんちき のうけんさ けつ か にんちしやうせんもんい  
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医  
による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんちき のうけんさ きおくりよく はんだんりよく じやうきやう かんい けんさ  
認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によ  
て確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症である  
ことを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必  
ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力  
に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

にんちしやう おそれがあるとしても、免許証の更新をすることはできます  
し、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡  
があり、医師の診断を受けることとなります。

にんちしやう しんだん ばあい めんきよ と け ていし こんかい  
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、または停止されます。今回  
の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところ  
やお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

そうごうてん けいさん  
総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ  
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお そうごうてん たか  
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん  
総合点 =  $2.499 \times A + 1.336 \times B$

A は、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどう  
かについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

B は、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているか  
どうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。



様式第23号の2の3の3 (第28条の2の2関係)

にんちきのうけんさけつかつうちしよ  
認知機能検査結果通知書

じゆう じよ  
住 所  
し めい  
氏 名  
せいねんがつび  
生年月日  
けんさねんがつび  
検査年月日  
けんさばしよ  
検査場所

そうごうてん  
総合点

--

てん 点

(A てん 点)

(B てん 点)

き おくりよく はんだんりよく ひく にんちしよ  
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

き おくりよく はんだんりよく てい か しんこうむし いちじふていし いはん  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反  
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。  
こんご うんてん じゆうぶんちゆうい いし がぞく  
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族に  
ご相談されることをお勧めします。

また、りんじてきせいけんさ せんもんい しんだん う いし  
また、臨時適性検査(専門医による診断)を受け、または医師  
の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあり  
ます。

しんだん けつ か にんちしよ はんめい うんてん  
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転  
めんきよ とりけ ていし ぎようせいしよぶん たいしよ  
免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

うんてんめんきよしよ こうしん てつぎ さい しよめん かなら じさん  
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

滋賀県公安委員会



りめん  
(裏面)

にんちき のうけん さ はんてい けいさんとう  
**認知機能検査の判定や計算等について**

そうごうてん はんてい  
**総合点による判定**

てんみまん 36点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしやう 記憶力・判断力が低くっており、認知症のおそれがある。
----------------	--

はんてい きじゆん てんすう てん にんちき のうけん さ けつ か にんちしやうせんもんい  
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医  
による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんちき のうけん さ きおくりよく はんだんりよく じやうきやう かんい けんさ  
認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によっ  
て確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症である  
ことを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必  
ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力  
に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

にんちしやう  
認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできます  
し、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡  
があり、医師の診断を受けることとなります。

にんちしやう しんだん ばあい めんきよ と け ていし こんかい  
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、または停止されます。今回  
の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところ  
やお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

そうごうてん けいさん  
**総合点の計算**

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ  
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお  
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん  
総合点 =  $2.499 \times A + 1.336 \times B$

A は、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどう  
かについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

B は、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているか  
どうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

## 様式第23号の2の3の4 (第28条の2の2関係)

<p>認知機能検査結果通知書再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 滋賀県公安委員会</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 氏 名</p> <p>認知機能検査結果通知書(滋賀県道路交通法施行細則第28条の2の2第1項に規定する認知機能検査結果通知書)の再交付を申請します。</p>	
氏名・生年月日	年 月 日生( 歳)
住 所	
再交付を申請する理由	亡失・滅失・汚損・破損・盗難・その他( )
受検日・受検場所	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第23号の2の5から別記様式第23号の6までを削り、別記様式第23号の2の3の4の次に次の5様式を加える。

様式第23号の2の5 (第28条の4関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所  
様

滋賀県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条 
 第1項  
 第2項  
 第3項
の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくこととなりましたので、通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の 
 拒 否  
 保 留  
 取 消 し  
 効力の停止
の処分を受けることとなりますので、ご注意ください。

適性検査を行う理由 となつた認知 機能検査の結果	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考 1 道路交通法第102条第1項から第3項までの規定による臨時適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査および診断の結果が記載された専門医または主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。
- 2 この通知について、不明な点がある場合には、滋賀県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。



様式第23号の3 (第28条の4関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

様

滋賀県公安委員会

印

あなたは、道路交通法第102条第4項の規定により、臨時適性検査を受けていただくことになりましたので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の

- 拒 否
- 保 留
- 取 消 し
- 効力の停止

の処分を受けることとなりますので、ご注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 この通知について、不明な点がある場合には、滋賀県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

様式第23号の4 (第28条の4関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

様

滋 賀 県 公 安 委 員 会



あなたは、道路交通法第102条第5項の規定により、臨時適性検査を受けていただくことになりましたので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、運転免許の  取消し  効力の停止 の処分を受けることとなりますので、ご注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合（一定の場合を除く。）のことです。

様式第23号の5 (第28条の4関係)

臨時適性検査通知書(仮運転免許)

年 月 日

住 所

様

滋賀県公安委員会

印

あなたは、道路交通法第102条第4項の規定により、臨時適性検査を受けていただくことになりましたので通知します。

なお、すでに仮運転免許を受けている方がこの通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなりますので、ご注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 この通知について、不明な点がある場合には、滋賀県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

様式第23号の6 (第28条の4関係)

臨時適性検査通知書 (仮運転免許)

年 月 日

住 所

様

滋賀県公安委員会

印

あなたは、道路交通法第102条第5項の規定により、臨時適性検査を受けていただくことになりましたので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなりますので、ご注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合(一定の場合を除く。)のことです。

別記様式第24号を削り、別記様式第23号の9の次に次の3様式を加える。

様式第24号 (第29条関係)

運転技能検査受検申出書

道路交通法  $\left[ \begin{array}{l} \square \text{ 第97条の2第1項第3号イまたはハ} \\ \square \text{ 第97条の2第1項第5号} \\ \square \text{ 第101条の4第3項} \end{array} \right]$  の規定による運転技能検査の受検を申し出ます。

年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 公 安 委 員 会

申出者

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生 ( 歳)

収入証紙貼付欄

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第24号の2 (第29条の2関係)

第 号

運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、 におい

て、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 成 績	点
-------------------	---

大型第二種免許、中型第二種免許もしくは普通第二種免許を受けようとし、または受けている者

<合格基準>

- 1 下記以外の運転免許 → 70点以上
- 2 大型第二種免許、中型第二種免許および普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

滋賀県公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第24号の3 (第29条の2関係)

運転技能検査受検結果証明書再交付申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

住 所

申請者

氏 名

運転技能検査受検結果証明書(滋賀県道路交通法施行細則第29条の2第1項に規定する運転技能検査受検結果証明書)の再交付を申請します。

氏 名 ・ 生 年 月 日

年 月 日生 ( 歳)

住 所

再 交 付 を 申 請 す る  
理 由

亡失・滅失・汚損・破損・盗難・その他 ( )

受 検 日 ・ 受 検 場 所

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式第25号から別記様式第27号の2までを削り、別記様式第24号の3の次に次の4様式を加える。

様式第25号 (第29条の3関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

(宛先)  
滋 賀 県 公 安 委 員 会

住 所

申 請 者

氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第26号(第29条の3関係)

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

滋賀県公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号 (第29条の3関係)

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

様

滋 賀 県 公 安 委 員 会

印

下記の理由により運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので、通知します。

記

指 定 番 号	
理 由	

この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に滋賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の2 (第29条の3関係)

運転免許取得者等教育認定申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

申請者

住 所

氏 名

道路交通法第108条の32の2第1項の規定により運転免許取得者等教育の認定を申請します。

認定を受けようとする者の住所および氏名(法人の場合は、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)	
運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	
運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等教育の課程の区分	
運転免許取得者等教育の課程の名称	
添付書類	
備考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には添付する書類を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第27号の3および別記様式第27号の4中「第29条の2」を「第29条の3」に、「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に改める。

別記様式第27号の5中「第29条の2」を「第29条の3」に、「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同様式の次に次の7様式を加える。

様式第27号の6 (第29条の4関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県公安委員会

住 所

申請者

氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則  第4条第1項第4号  第4条第2項第4号 の規定による同規則

第1条第1号  第1条第2号 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に

行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の7 (第29条の4関係)

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則  第4条第1項第4号  第4条第2項第4号 の規定により、同規則

第1条第1号  第1条第2号 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行う

ことができる者として指定する。

年 月 日

滋賀県公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



様式第27号の8 (第29条の4関係)

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

様

滋 賀 県 公 安 委 員 会

印

下記の理由により運転免許取得者等検査の認定に関する規則

- 第4条第1項第4号
- 第4条第2項第4号

の規定

による指定を取り消したので、通知します。

記

指 定 番 号	
理 由	

この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に滋賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の9 (第29条の4関係)

運転免許取得者等検査認定申請書

年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 公 安 委 員 会

申請者

住 所

氏 名

道路交通法第108条の32の3第1項の規定により運転免許取得者等検査の認定を申請します。

認定を受けようとする者の住所および氏名(法人の場合は、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)	
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方法の区分	
運転免許取得者等検査の方法の名称	
添 付 書 類	
備 考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には添付する書類を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の10 (第29条の4関係)

変 更 事 項 届 出 書

年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 公 安 委 員 会

届 出 者

住 所

氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項の規定により変更事項の届出をします。

変 更 す る 事 項 お よ び そ の 内 容	
変 更 予 定 日	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の11 (第29条の4関係)

添付書類変更届出書

年 月 日

(宛先)  
滋 賀 県 公 安 委 員 会

届出者

住 所

氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第3項の規定により添付書類の変更について届出を  
します。

<p>変更する書類の 名称および内容</p>	
<p>変 更 日</p>	
<p>摘 要</p>	

- 備考
- 1 当該変更事項に係る書類を添付すること。
  - 2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を記載すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の12 (第29条の4関係)

認 定 取 消 通 知 書

年 月 日

様

滋 賀 県 公 安 委 員 会

印

道路交通法第108条の32の3第2項において準用する道路交通法第108条の32の2第5項の規定により、  
運転免許取得者等検査の認定を取り消したので、通知します。

認 定 の 区 分 お よ び 名 称	
理 由	

この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に滋賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第41号の3および別記様式第42号を次のように改める。

様式第41号の3 (第33条の2の2関係)

特定任意高齢者講習受講申出書

運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める基準に適合する特定任意高齢者講習の受講を申し出ます。

実 車 指 導 の 有 無	有 ・ 無
---------------	-------

年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 公 安 委 員 会

申出者

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生 ( 歳)

収入証紙貼付欄

備考 1 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコースまたは道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導を含む講習の受講を申し出る場合には、実車指導の有無欄の「有」を、当該指導を含まない講習の受講を申し出る場合には実車指導の有無欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第42号 (第33条の3関係)

高齢者講習受講申出書

道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる高齢者講習の受講を申し出ます。

実車指導の有無	有 ・ 無
---------	-------

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

申出者

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生 ( 歳)

収入証紙貼付欄

備考 1 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコースまたは道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導を含む講習の受講を申し出る場合には、実車指導の有無欄の「有」を、当該指導を含まない講習の受講を申し出る場合には実車指導の有無欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式第44号の次に次の4様式を加える。

様式第44号の2 (第33条の4の2関係)

若年運転者講習受講申出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

(指定講習機関)

申出者

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習(若年運転者講習)の受講を申し出ます。

氏 名 ・ 生 年 月 日		年 月 日 ( 歳)
免 許 証 番 号		
講 習 日 ・ 講 習 場 所		年 月 日
現に取得している免許	免 許 の 種 類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 けん 型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 型 型 通 特 引 引 二
	免 許 証 交 付 年 月 日	年 月 日
	交 付 公 安 委 員 会	公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第44号の3 (第33条の4の2関係)

若年運転者講習通知手数料納付書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

納付者

住 所

氏 名

滋賀県警察関係事務手数料条例別表第7に掲げる講習通知手数料を納付します。

収入証紙貼付欄

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第44号の4 (第33条の4の2関係)

第 号

若年運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げ  
る講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

滋 賀 県 公 安 委 員 会  
( 指 定 講 習 機 関 )



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第44号の5 (第33条の4の2関係)

若年運転者講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

住 所

申請者

氏 名

若年運転者講習終了証明書(道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習の終了証明書)の再交付を申請します。

氏名・生年月日

年 月 日生(歳)

住 所

再交付を申請する理由

亡失・滅失・汚損・破損・盗難・その他( )

受講日・受講場所

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第45号から別記様式第47号までの様式中「(第33条の4の2関係)」を「(第33条の4の2の2関係)」に、「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和4年6月1日から施行する。